

# 第3回—参考資料5 (保健大学)

## 公立大学法人青森県立保健大学中期目標期間評価実施要領

平成26年1月24日 決定  
青森県地方独立行政法人評価委員会

### 第1 趣旨

「青森県地方独立行政法人評価委員会が実施する評価の基本方針」に基づき、青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人青森県立保健大学（以下「法人」という。）の中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### 第2 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標期間における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書（様式1）を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて「項目別評価」及び「全体評価」を行い、実績評価書（様式2）を作成することにより実施する。

### 第3 法人による自己評価

#### 1 項目別評価

##### (1) 小項目別評価

法人は、中期目標に定めた最小項目（以下「小項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における中期計画の業務の実績を記載するとともに、中期目標の達成状況を次の4段階により自己評価し、その評価理由を明らかにする。

S：中期目標を上回って達成している。

A：中期目標を十分に達成している。

B：中期目標を十分には達成していない。

C：中期目標を達成していない。

##### (2) 大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）の内容を踏まえ、中期目標に定めた次の項目（以下「大項目」という。）ごとに、中期目標の達成状況について、記述式により自己評価する。ただし、教育研究に関する項目の自己評価に当たっては、認証評価機関の評価結果も踏まえるものとする。

- ① 教育研究等の質の向上に関する目標（教育）
- ② 教育研究等の質の向上に関する目標（研究）
- ③ 教育研究等の質の向上に関する目標（地域貢献）
- ④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ⑤ 財務内容の改善に関する目標
- ⑥ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標
- ⑦ その他業務運営に関する重要目標

#### 2 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

## 第4 評価委員会による評価

### 1 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等を基に、法人から聴取等を行うことにより、中期目標の達成状況について、総合的な調査・分析を行う。

### 2 項目別評価（大項目別評価）

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに、中期目標の達成状況及び特記事項の内容を総合的に勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。なお、教育研究については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的な評価を行う。

5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。

4：中期目標を達成している。

3：中期目標をおおむね達成している。

2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。

1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重大な改善事項がある。

#### ○ 評価の目安

##### 「5」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、業務の実績に特筆すべき取組があると、評価委員会が特に認める場合

##### 「4」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合  
・小項目別評価がすべてS又はAではないが、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

##### 「3」と評価する場合

・小項目別評価がすべてS又はAではなく、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

##### 「2」と評価する場合

・小項目別評価に不十分な項目が複数あり、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合

##### 「1」と評価する場合

・中期目標の達成において重大な未達成項目があると、評価委員会が特に認める場合

※評価に当たっては、法人を取り巻く諸事情等についても勘案の上、総合的に判断する。

### 3 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。

また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。

## 第5 中期目標期間評価の実施スケジュール

中期目標期間評価は、原則として、次のスケジュールにより実施する。

6月 業務実績報告書を受理

7月 業務実績報告書等に基づく調査・分析

8月 中期目標期間評価の決定（業務実績評価書の作成）

評価結果の法人への通知並びに知事への報告及び公表